

福岡県公報

令和二年十月六日
第百四十一号
増刊
②

目次

規則 (第五十八号・第五十九号)

○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則 (自然環境課) ……………一

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……………二五

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………二五

規則

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十八号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則

目次

第一章 総則 (第一条―第五条)

第二章 個体等の取扱いに関する規制等 (第六条―第十二条)

第三章 生息地等の保護に関する規制等 (第十三条―第二十五条)

第四章 保護回復事業 (第二十六条―第二十八条)

第五章 雑則 (第二十九条―第三十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例(令和二年福岡県条例第四十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定希少野生動植物種の器官及び加工品)

第二条 条例第八条第二項第三号の規則で定める器官は、骨、皮、羽、毛、角、葉、花、実、枝、茎、根その他知事が別に定める器官とする。

2 条例第八条第二項第三号の規則で定める加工品は、指定希少野生動植物種の個体及び器官を主たる原材料とするはく製その他の標本(はく製その他の標本として製作する過程のものを含み、さく葉標本(植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。)を除く。以下「はく製等」という。)とする。

(指定希少野生動植物種の指定案の公示等)

第三条 条例第九条第三項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

一 指定をしようとする希少野生動植物種の名称

二 指定をしようとする理由

三 指定案の縦覧場所

2 条例第九条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

一 指定希少野生動植物種の名称

二 指定をする理由

(公聴会)

第四条 知事は、条例第九条第五項又は条例第二十五条第七項(条例第二十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者にその旨を通知するものとする。

2 前項の公告は、公聴会の日前三週間前までに県の公報に登載して行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(指定の提案)

第五条 条例第十条の規定による提案（次項において「提案」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した提案書を提出して行うものとする。

一 提案者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 提案する希少野生動植物種の名称

三 提案の理由

四 提案する希少野生動植物種の生息又は生育の状況

2 前項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 提案者が個人の場合にあつては、県内に住所を有することを証する書類

二 提案者が個人以外の場合にあつては、県内における野生動植物の種の保護に関する略歴を記載した書類

三 提案する希少野生動植物種の生息又は生育の状況及び分布状況等の科学的知見を示す書類

四 条例第八条第二項第二号の指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項において定める当該選定の基準を満たすことを証する書類

第二章 個体等の取扱いに関する規制等

（捕獲等の禁止の適用除外）

第六条 条例第十三条第三号で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

二 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

三 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であつて急を要するもの

ロ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

ロ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ハ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。

ヘ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。

ト 道路を設置し、又は管理すること。

チ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

リ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その

他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
 ヌ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。

ル 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。

ヲ 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識（以下単に「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ワ 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。

カ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

ヨ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十一条第三項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。

タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。

レ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。

ソ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

ツ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。

ネ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
 ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ラ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ム 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、

機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ウ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第三百三十四条第一項の規定により選定された重要な文化的景観の保存のための行為

エ 福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号）第三十七条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

オ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業を行うこと。

カ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

ク 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第三十四条第二項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第四十四条において準用する場合を含む。）

（捕獲等の目的）

第七条 条例第十四条第一項の規則で定める目的は、教育、指定希少野生動物種の個体の生息状況又は生育状況の調査その他指定希少野生動物種の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

第八条 条例第十四条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載

した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 捕獲等しようとする個体に係る次に掲げる事項
 - イ 種名
 - ロ 卵又は種子を採取しようとする場合にあつては、その旨
 - ハ 数量
- 三 捕獲等をする目的
- 四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況
- 五 捕獲等の方法
- 六 捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）
- 七 捕獲等しようとする期間
- 八 捕獲等をした個体の取扱方法
 - イ 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の所在地、規模及び構造、飼養栽培の取扱者の住所、氏名及び飼養栽培に関する経歴並びに飼養栽培している個体が枯死又は死亡した後の取扱い
 - ロ 捕獲等をした個体をはく製等にする場合にあつては、そのはく製等の保管施設の所在地並びに保管施設の管理責任者の住所及び氏名
- 二 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。
 - 一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - 二 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - 三 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 三 条例第十四条第六項の許可証（以下この条において「許可証」という。）の様式は、様式第一号のとおりとする。
- 四 条例第十四条第七項の規定による従事者証の交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業

- 二 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日
 - 三 捕獲等に従事する者の住所及び氏名
 - 五 条例第十四条第七項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）の様式は、様式第二号のとおりとする。
 - 六 条例第十四条第八項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情
 - 七 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から三十日以内に、これを知事に返納しなければならない。
 - 八 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあつては、捕獲等をした個体の捕獲等の場所ごとの数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
 - 九 条例第十四条第八項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。（個体の取扱方法）
- 第九条** 条例第十四条第十項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 条例第十四条第一項の許可を受けた捕獲等に係る個体を飼養栽培する場合にあつては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
 - 二 条例第十四条第一項の許可を受けた捕獲等に係る個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。（捕獲等の届出）
- 第十条** 条例第十五条による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- 一 捕獲等をする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称

及び代表者の氏名)

二 捕獲等をする個体の種名

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第十条第一項の許可を受けた場合にあっては、その許可証の写し

二 法第四十六条第二項に規定する保護増殖事業として実施する場合にあっては、確認を受けたことが分かる資料及び事業計画書

三 法第四十六条第三項に規定する保護増殖事業として実施する場合にあっては、認定を受けたことが分かる資料及び事業計画書

四 その他知事が必要と認める資料

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第十二条 条例第十八条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 所持をしようとする者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 所持をしようとする個体等の種名

三 所持をしようとする個体等の次に掲げる区分及び数量

イ 個体

ロ 個体の器官

ハ 個体の加工品

四 所持をしようとする目的

五 法第十条第一項又は条例第十四条第一項の許可を受けて捕獲等をした場合にあっては、当該許可証の番号

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

一 所持をしようとする個体等の天然色写真

二 その他知事が必要と認める図書

3 届出受領証の様式は、様式第三号のとおりとする。

4 届出受領証の交付を受けた者は、次項の場合を除き、届出受領証に係る個体等の所持をしないこととなったときは、速やかに、当該届出受領証を知事に返納しなければならない。

5 届出受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、届出受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、当該届出受領証により氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を知事に届けなければならない。

第十三条 生息地等の保護に関する規制等

(生息地等保護区の指定案の公示)

第十三条 条例第二十五条第五項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

一 生息地等保護区の名称

二 生息地等保護区の指定の区域

三 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動物植物種の名称

四 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

五 生息地等保護区の指定の期間(条例第二十五条第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。)

六 指定案の縦覧場所

(管理地区の指定の区域の案の公示)

第十四条 条例第二十六条第三項において準用する条例第二十五条第五項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

一 管理地区の名称

二 管理地区の指定の区域

三 指定の区域の案の縦覧場所

(管理地区内における行為の許可の申請)

第十五条 条例第二十六条第五項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を

記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 管理地区の名称

三 行為の種類

四 行為の目的

五 行為の場所

六 行為地及びその付近の状況

七 行為の施行方法(指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項、次条及び第二十三条において同じ。)

八 関連行為の概要

九 行為の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図並びに天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(既着手行為の届出)

第十六条 条例第二十六条第八項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 管理地区の名称

三 行為の種類

四 行為の目的

五 行為の場所

六 行為地及びその付近の状況

七 行為の施行方法

八 関連行為の概要

九 行為の着手の日

十 行為の完了の日又は予定日

2 条例第二十六条第八項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、前条第二項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(管理地区内における許可を要しない行為)

第十七条 条例第二十六条第九項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

ハ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

二 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ホ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設、水

位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ヘ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ト 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十六条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第四十八条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

チ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

リ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ヌ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

ル 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ヲ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ワ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

カ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。

ヨ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

レ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ソ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。

ツ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

ネ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

ナ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ラ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第四百十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ム 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。

ウ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

エ 電柱を設置すること。

ノ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。

オ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。

ク 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。

- ヤ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- マ 送水管を農地に埋設すること。
- ケ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- フ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- コ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- エ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- テ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（②又は⑦に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において②又は⑦に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- (1) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
- (2) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
- (3) 旗ざおその他これに類するもの
- (4) 門、塀、給水設備又は消火設備
- (5) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三号に規定する建築設備
- (6) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
- (7) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
- ア 条例第二十六条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第四十八条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- 二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

- ロ 鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
- ハ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- ニ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
- ホ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
- ヘ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。
- ト 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。
- 四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- ハ 管理地区が指定された際にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
- ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- ヘ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- ト 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- 七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第三項に規定する保安施

設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

ロ 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ 船舶から冷却水を排出すること。

二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同法第四号に規定する流域下水道又は同法第五号に規定する都市下水道（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。

ホ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。

ヘ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

ト 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

ト 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

チ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ 港湾法第四条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

九 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの

イ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。
ロ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ハ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

二 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第二十六条第四項第六号、第十号及び第十三号から第十五号までに掲げるものを除く。）

ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第二十六条第四項第十号及び第十三号から第十五号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第二十六条第四項第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

ハ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げるものを除く。）

ニ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げるもの

(2) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

ホ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

（条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げるものを除く。）

ヘ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げるものを除く。）

ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げる行為を除く。）

チ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げるものを除く。）

リ 福岡県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第二十九条第一項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第三十七条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物及び侵略的外来種の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物及び侵略的外来種の放出等を行うこと。

ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

ヲ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

ワ 法令又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為

カ 工作物の修繕のための行為

十一 条例第二十六条第四項第六号に掲げる行為であって同条例第九項第三号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに付帯する行為又は前各号に掲げる行為に付帯する行為

(管理地区内における許可を要しない届出)
第十八条 条例第二十六条第九項第四号の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 管理地区の名称

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 法第三十七条第四項の許可に係る許可証の写し
- 二 その他知事が必要と認める図書

(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

第十九条 条例第二十六条第十項の規定による届出は、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図を添付するものとする。

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第二十条 条例第二十七条第四項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六条第四号ラ、第十七条第一号ニ、ハ若しくはノ又は同条第十号ルからカまでに掲げる行為
- 二 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。
- 三 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- 四 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。
- 五 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- 六 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

七 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)

八 福岡県文化財保護条例第三十七条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)

九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十 侵略的外来種の防除のうち、緊急に防除を行う必要があると知事が認める場合における、当該防除に係る侵略的外来種の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第二十一条 条例第二十七条第四項第三号の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 立入りの目的となる行為
 - 三 立入制限地区の位置及び当該立入制限地区を含む生息地保護区の名称
 - 四 立ち入る者の数及び立入りの方法
 - 五 立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間
 - 2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る経路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付するものとする。
- (立入制限地区内における許可を要しない届出)
- 第二十二条** 条例第二十七条第四項第四号の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- 一 立ち入る者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 当該立入制限地区を含む生息地等保護区の名称

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 法第三十八条第四項第三号の許可に係る許可証の写し
- 二 その他知事が必要と認める図書

(監視地区内における行為の届出)

第二十三条 条例第二十八条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 当該監視地区を含む生息地等保護区の名称
- 三 行為の種類
- 四 行為の目的
- 五 行為の場所
- 六 行為地及びその付近の状況
- 七 行為の施行方法
- 八 関連行為の概要
- 九 行為の着手及び完了の予定日

2 条例第二十八条第一項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、第十五条第二項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(監視地区内における届出を要しない行為)

第二十四条 条例第二十八条第六項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - イ 第十七条第一号イからエまで（ト、ヤ及びマを除く。）に掲げる行為
 - ロ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(1)から(3)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- (1) 床面積の合計二百平方メートル以下の建築物又は水平投影面積二百平方メートル（海域にあつては百平方メートル）以下の工作物（建築物を除く。）

- (2) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さ三十メートル以下のもの
- (3) 高さ二十メートル以下のダム

ハ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）を、生息地等保護区が指定された際に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十八条第一項の規定による届出をして設置されたもの（条例第四十八条第三項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ニ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。
ホ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

ヘ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ト 日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する委託業務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

チ 工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

リ 条例第二十八条第一項の規定による届出（条例第四十八条第三項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第二十八条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第五項の期間を経過したものに限る。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ニ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更することであつて次に掲げるもの

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ロ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

ハ 養浜のために土地の形質を変更すること。

二 前号ロに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ホ 面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えない土地の形質の変更であつて、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ 第十七条第三号ロからホまでに掲げる行為

ロ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ハ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

ニ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

ホ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えず、かつ、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて面積が二百平方メートル（海面にあつては百平方メートル）を超えないもの

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 田畑内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

ロ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 第六条第四号ウ若しくはエ又は第十七条第十号ルからカまでに掲げる行為

ロ 測量法第四条に規定する基本測量又は同法第五条に規定する公共測量を行うこ

と。

ハ 条例第二十六条第四項第一号から第三号までに掲げる行為であつて森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

二 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

(2) 用排水施設（幅員四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

(3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(4) 宅地を造成すること。

(5) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）

へ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

ト 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

リ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

ヌ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

七 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（補償請求書）

第二十五条 条例第三十二条及び条例第三十八条の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出するものとする。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

2 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知するものとする。

第四章 保護回復事業

（保護回復事業の確認の申請）

第二十六条 市町村は、条例第三十四条第二項の確認を受けようとするときは、保護回復事業を開始しようとする年月日を記載した申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画書を添付するものとする。
（保護回復事業の認定の申請）

第二十七条 国及び市町村以外の者は、条例第三十四条第三項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 保護回復事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者の野生動植物の保護に関する略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類）

二 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び野生動植物の保護に関する略歴を記載した書類

3 条例第三十四条第三項の認定を受けた者が住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名又は主たる事業）を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（認定保護回復事業の公示）

第二十八条 条例第三十四条第四項前段の規定による公示は、認定を受けた保護回復事業を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護回復事業の事業計画を県の公報に掲載して行うものとする。

2 条例第三十四条第四項後段の規定による公示は、認定を取り消された保護回復事業を行っていた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を県の公報に掲載して行うものとする。

第五章 雑則

（希少野生動植物種保護推進員）

第二十九条 希少野生動植物種保護推進員の活動期間は、三年とする。

2 県は、希少野生動植物種保護推進員がその職務を遂行することが困難であると認められるとき、その職務を怠ったとき又はこの条例の規定に違反し、その他希少野生動植物種保護推進員たるにふさわしくない非行があつたときは、その活動を停止させることができる。

3 条例第四十四条第三項の規則で定める調査は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の調査その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる調査であつて、あらかじめ、知事に届け出たものとする。

4 前項の規定による届出は、希少野生動植物種保護推進員の住所及び氏名並びに第八条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

5 第八条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。

（地方公共団体に準ずる者）

第三十条 条例第四十八条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 港湾法に基づき設立された港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に基づき設立された地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に基づき設立された地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づき設立

された土地開発公社

五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

七 独立行政法人水資源機構

八 独立行政法人環境再生保全機構

九 独立行政法人都市再生機構

(国等に関する協議の適用除外等)

第三十一条 条例第四十八条第二項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとす
る。

一 指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ロ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(当該捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。)

ハ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ニ 傷病により緊急に保護を要するため捕獲をした個体(動物に限る。)であつて、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ホ 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合

(1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。

(2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(3) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。

(4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内にお

いて同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

(6) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づく山崩壊防止工事を行うこと。

(7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第九十一条の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。

(8) 福岡県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第二十九条第一項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第三十七条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為

(9) 第六条第四号ウ及びヰに掲げる行為

(10) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うもの

(1) 第六条第四号イからクまで(ウ及びヰを除く。)に掲げる行為

(2) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。

(3) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

(4) 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機

器その他これらに付随する工作物を設置すること。

(5) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

(6) 下水道を設置し、又は管理すること。

ト 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

二 条例第二十六条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの

イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて次に掲げるもの

(1) 下水道を改築し、又は増築する場合

(2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

ロ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの

(1) 漁港漁場整備法第五条に規定する漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(2) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(3) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(4) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）

(5) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するため

の業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(6) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

二 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動物植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合

ホ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

(1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げる行為を除く。）

(2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第二十六条第四項第七号及び第十一号から第十五号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により

国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平

投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(3) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百零一条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第一百三十四条第一項の規定による文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(4) 福岡県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第二十九条第一項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第三十七条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

(5) 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

を

を

ヘ イからホまでに掲げるものに付帯する行為をする場合
 三 条例第二十七条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げる行為をするためのもの

イ 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

ロ 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第六条第一項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病害虫等（それらの卵を含む。）の捕獲等を行うこと（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

ニ 第一号ホ(7)から(9)までに掲げる行為

ホ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

ヘ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

ト 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条第一項に規定する自衛隊の任務として行う行為

チ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

リ イからチまでに掲げる行為に付帯する行為

2 条例第四十八条第三項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて前項第二号イ(1)から(3)までに掲げるもの

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

ロ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ハ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第十八条第三項（同法第

二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

ニ 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第三百三十四条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査する場合

ホ 福岡県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第二十九条第一項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第三十七条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

ヘ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

ト 前項第二号ハ(4)を除く。）に掲げる場合

三 前各号に掲げるものに付帯する行為をする場合

（教育又は学術研究のための捕獲等の届出）

第三十二条 第八条第一項及び第二項の規定は、第六条第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第八条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは第六条第四号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

第三十三条 第十五条の規定は、第十七条第三号トの規定による届出について準用する。

（添付図面の省略）

第三十四条 条例第十四条第一項、条例第二十六条第四項若しくは条例第二十七条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第二十六条第八項若し

くは第十項、条例第二十八条第一項、第六条第二号若しくは第四号、第十七条第三号ト若しくは第二十九条第三項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第八条第二項（第二十九条第五項及び第三十二条において準用する場合を含む。）、第十五条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十九条第二項、第二十一条第二項又は第二十三条第三項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第三項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付するものとする。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十四条第二項若しくは条例第二十六条第五項（条例第二十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は条例第二十六条第八項若しくは第十項、条例第二十八条第一項、第六条第二号若しくは第四号、第十七条第三号ト若しくは第二十九条第三項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

（身分証明書）

第三十五条 次の各号に掲げる証明書は、様式第四号のとおりとする。

- 一 条例第二十二条第二項の証明書
- 二 条例第三十条第三項の証明書
- 三 条例第三十一条第三項の証明書
- 四 条例第三十七条第三項の証明書
- 五 条例第四十三条第二項の証明書

（所持の特例）

第三十六条 条例附則第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。ただし、所持をしている個体等が、博物館法第二条第一項に規定する博物館、同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設又は学校教育法第一条に規定する学校において登録番号が付されている場合にあつては、届出を要しない。

- 一 所持者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表

者の氏名）

- 二 指定希少野生動物植物種の種名
- 三 指定希少野生動物植物種の個体等の次に掲げる区分及び数量
 - イ 個体
 - ロ 個体の器官
 - ハ 個体の加工品
- 四 所持をしている目的
- 五 所持を開始した年月日
- 2 前項の届出書には、届出に係る指定希少野生動物植物種の個体等の天然色写真を添付するものとする。

3 条例附則第三項の届出受領証の様式は、様式第五号のとおりとする。

4 届出受領証の交付を受けた者は、次項の場合を除き、届出受領証に係る個体等の所持をしないこととなつたときは、速やかに、当該届出受領証を知事に返納しなければならない。

5 届出受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、届出受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、当該届出受領証により氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第一章の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第8条)

(表)

指定希少野生動植物種捕獲等許可証																	
第	号																
	年 月 日																
有効期間	年 月 日から																
	年 月 日まで																
福岡県知事 印																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住 所 (主たる事務所の所在地)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名 (名称及び代表者の氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種 名 (卵又は種子にあつては、その旨及び種名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 件</td> <td></td> </tr> </table>	住 所 (主たる事務所の所在地)		氏 名 (名称及び代表者の氏名)		種 名 (卵又は種子にあつては、その旨及び種名)		数 量		目 的		区 域		方 法		条 件		
住 所 (主たる事務所の所在地)																	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)																	
種 名 (卵又は種子にあつては、その旨及び種名)																	
数 量																	
目 的																	
区 域																	
方 法																	
条 件																	

(裏)

注 意 事 項			
1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。			
2 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを福岡県知事に返納しなければならない。			
捕獲等をした場所	捕獲等をした数量	処置の概要	備考
○返納の際この欄に所要事項を記入することにより、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則第8条第8項の報告とすることができます。			

備考 許可証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。

様式第2号(第8条)

(表)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証

第 号
年 月 日
有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

福岡県知事 印

住 所	
氏 名	
捕獲等許可証の番号	
法人の名称	
種 名 (卵又は種子にあつては、その旨及び種名)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

注 意 事 項

- 1 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを福岡県知事に返納しなければならない。

備考 従事者証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。

様式第3号(第12条)

(表)

指定希少野生動植物種所持届出受領証
(個体 個体の加工品 個体の器官)

届出受領番号第 号

届出を受けた 指定希少野生動植物種	種名	
	数量	
備考		

年 月 日交付

福岡県知事 印

(裏)

捕獲等の許可年月日 及び番号	捕獲等の許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)	
受領年月日	譲り受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	届出済印

注 意 事 項

- 1 この受領証は、2の場合を除いて受領証に係る個体等の所持をしないこととなったときは、速やかに、これを福岡県知事に返納しなければならない。
- 2 この受領証は、受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、この受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、この受領証により氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を福岡県知事に届け出なければならない。

備考 受領証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。

様式第4号(第35条)

(表)

第 号

身分証明書

この証明書を携帯する者は、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、次のことを行うことができる職員である。

- 1 条例第22条第1項に規定する報告徴収及び立入検査等
- 2 条例第30条第2項に規定する報告徴収及び立入検査等
- 3 条例第31条第1項に規定する立入り等
- 4 条例第37条第1項に規定する立入り等
- 5 条例第43条第1項に規定する取締り等



所 属
職 名
氏 名

年 月 日交付
福岡県知事 印

(裏)

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例抜粋

- (報告徴収及び立入検査)
- 第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の許可を受けている者、指定希少野生動植物種の個体等の所持をしている者又は販売若しくは頒布をする目的で指定希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をしている者に対し、指定希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等、所持若しくは陳列又は広告に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (報告徴収及び立入検査等)
- 第30条 略
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (実地調査)
- 第31条 知事は、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- (土地への立入り等)
- 第37条 知事は、保護回復事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地(水底を含む。以下この条において同じ。)の形質の軽微な変更をさせることができる。
- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- (取締りに従事する職員)
- 第43条 知事は、指定希少野生動植物種を保護するため、その指定する職員に第12条、第16条第1項、第19条、第21条、第22条第1項、第24条、第29条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。
- 2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 略
- (2) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第30条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

備考 身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A6 とする。

様式第5号(第36条)

(表)

指定希少野生動植物種所持届出受領証
(個体 個体の加工品 個体の器官)

届出受領番号第 号

届出を受けた 指定希少野生動植物種	種名 数量	
所持を開始した年月日		
備考		

年 月 日交付

福岡県知事 印

(裏)

届出を行った者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）		
受領年月日	譲り受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	届出済印

注 意 事 項

- 1 この受領証は、2の場合を除いて受領証に係る個体等の所持をしないこととなったときは、速やかに、これを福岡県知事に返納しなければならない。
- 2 この受領証は、受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、この受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、この受領証により氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を福岡県知事に届け出なければならない。

備考 受領証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十九号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項及び第二項中「及び十一備考八二」を、「十一備考八二及び十五備考二二」に改める。

別表第一に次のように加える。

スケートボード場	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から 午後九時まで
----------	--------	-----------------	------------------

附則

この規則は福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（令和二年福岡県条例第四十三号）の施行の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市（博多区）の表中

永野病院介護医療院	〃	〃	浦田一―三二―一
-----------	---	---	----------

を

永野病院介護医療院

浦田一―三二―一

介護医療院かねのくま

〃
〃 金の隈三―二四―一六

一 病院 宮若市の表中

有吉病院

〃
〃 上有木字神川三九七番地一

有吉病院

〃
〃 上有木三九七―一

老人保健施設リストーロ若宮

〃
〃 沼口九六四番地一

老人保健施設リストーロ若宮

〃
〃 沼口九六四―一

有吉病院介護医療院

〃
〃 上有木三九七―一

に改める。

を

に改める。

を

に改める。